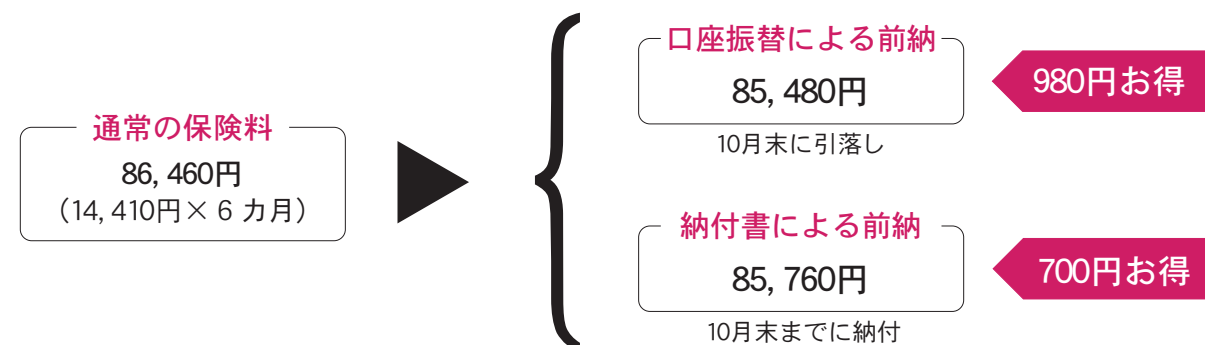


## 「国民年金保険料は、まとめて前納すると割引があり、お得です！」

平成21年3月分までの国民年金保険料をまとめて納付すると、保険料額が割引されてお得なうえ、納め忘れの心配もなく安心です。



### 納付する月による納付額と割引額

納付月	平成20年			平成21年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常保険料	86,460円	72,050円	57,640円	43,230円	28,820円	14,410円
前納(口座振替)	85,480円	—	—	—	—	—
前納(納付書)	85,760円	71,580円	57,360円	43,090円	28,770円	14,410円
割引額	980円	700円	470円	280円	140円	50円

※口座振替による前納は、1年分(4月分～翌年3月分)、半年分(4月分～9月分、10月分から翌年3月分)および1カ月分(当月末振替)のみとなります。当月末振替は月々50円割引となります。

### 平成20年度中に追納する場合の追納額表(1カ月分)

免除(猶予)期間	免除等追納額	半額免除追納額	3/4納付追納額	1/4納付追納額
平成10年度分	16,590円	7,090円	3,460円	10,390円
平成11年度分	15,950円			
平成12年度分	15,320円			
平成13年度分	14,740円			
平成14年度分	14,180円			
平成15年度分	13,970円			
平成16年度分	13,770円	6,880円	3,520円	10,570円
平成17年度分	13,810円	6,910円		
平成18年度分	13,860円	6,930円		
平成19年度分	14,100円	7,050円		

**A** 国民年金制度には、経済的理由または失業などで保険料の納付が困難な場合に保険料が免除、または猶予される制度があります。保険料が免除された期間は、免除承認内容により、将来年金額への反映割合が変わってきます。猶予(学生納付特例制度、若年者納付猶予制度)された期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されませんが年金額には反映されません。つまり、全額納付した場合と比べて将来受給する年金額が少なくなるわけです。そこで、これらの期間については、10年以内であれば保険料を古い期間から順に納付することができます。追納制度があります。

**Q** 現在、会社員として厚生年金に加入していますが、大学生時代と就職するまでの間、国民年金に加入していましたが、保険料は免除されていました。将来、保険料が免除されていた期間は年金が減額されると聞いたのですが、今からでも納入することは出来ないのでしょうか？  
 収入があるうちに保険料を納入して老後に備えたいのですが。

## 年金に関する街角の声

# 国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介しています。

- 11月に送付される方**  
平成20年1月1日から平成20年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方
  - 翌年2月に送付される方**  
平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方
- ※11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。



- ◆「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。
- ◆世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付された場合、納付した方がその保険料を申告することができます。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

## 国民年金保険料納付のご案内をしています！——テレマーケティング

- ◆実施地区については、現在国民年金保険料収納業務の民間委託(市場化)されていない地区が対象となります。なお、平成20年10月以降に民間委託が拡大実施されるため、当該地域については、拡大実施後は対象から除かれます。
  - ◆委託を受けた民間事業者は、国家公務員と同様の守秘義務が課せられており、必要な情報以外は閲覧できないことになっています。民間事業者に提供する個人情報は、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに民間事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁独自の取扱規定、本事業に係る委託契約等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。
- 夜間・休日にもお電話をすることもあるので、ご理解とご協力をお願いします。**
- お電話でのご案内**  
 社会保険事務局が委託を行った事業者から、保険料の納め忘れがある方にお電話で納付のご案内をしています。  
 なお、平成20年度においては「株式会社 トライアイ」がお電話による納付のご案内を行っています。
- 委託期間** 平成20年5月22日～平成21年3月31日
- 国民年金保険料に納め忘れがあると、老後に受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても受けられなくなる場合があります。被保険者の皆さまの年金権を確保するために、社会保険事務所では、納付期限を過ぎても保険料の納付が確認できない場合に「お電話」により納付のご案内を行っています。